

聖マリアンナ医科大学

放射線障害予防規程

(2023 (令和 5) 年 10 月 1 日)



# 聖マリアンナ医科大学放射線障害予防規程

(令和元年 8 月 1 日)

改正 令和 5 年 10 月 1 日

## 第 1 章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、「放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)」及びその関連法令並びに「労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)」及び「電離放射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 41 号)」(以下「法令」という。)に基づき、聖マリアンナ医科大学(以下「本学」という。)大学院附属研究施設アイソトープ研究施設(以下「アイソトープ研究施設」という。)が管理する放射線施設(事業所許可番号:使第 2628 号、以下、「大学放射線施設」という。)において、教育又は医学の基礎研究(以下「教育・研究」という。)のために、第 2 条に規定する放射線取扱等業務に従事する者における放射線障害の発生を防止し、これらの者及び公共の安全を確保し、もって教育・研究の推進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、「放射線」とは、以下の各号に掲げる電磁波又は粒子線をいう。

- (1) アルファ線、重陽子線、陽子線その他の重荷電粒子線及びベータ線
  - (2) 中性子線
  - (3) ガンマ線及び特性エックス線(軌道電子捕獲に伴って発生する特性エックス線に限る)
  - (4) 1 メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線
- 2 この規程において、「放射性同位元素等」とは、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成 12 年科学技術庁告示第 5 号)」第 1 条に定める放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの並びに「放射性医薬品製造規則(昭和 36 年厚生省令第 4 号)」第 1 条第 1 項第 1 号に定める放射性医薬品を含むものとする。
- 3 この規程において、「放射線取扱等業務」とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い(使用、保管、運搬、廃棄)及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- 4 この規程において、「放射線施設」とは、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和 35 年総理府令第 56 号、以下「施行規則」という。)」第 1 条第 9 号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。
- 5 この規程において、「管理区域」とは、大学院附属研究所難病治療研究センターに設置する、施行規則第 1 条 1 号に定める場所をいう(図 1)。
- 6 この規程において、「放射線業務従事者」とは、放射線取扱等業務に従事するため、管理区域に立入る者をいう。

7 この規程において、「一時的立入者」とは、放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立入る者をいう。

(責任者)

**第3条** 大学放射線施設の安全管理に関する責任者は次のとおりとする。

(1) 理事長

使用許可事業所の長として、大学放射線施設の安全管理に関する最終責任を負う。

(2) 学長

大学放射線施設を有する本学の長として、施設長等の具申により、大学放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

(3) 研究科長

本学大学院医学研究科の長として、大学院附属研究所に設置されている大学放射線施設について、施設長等の具申により安全管理上必要な予算的措置を学長に具申する。

(4) アイソトープ研究施設 施設長

大学放射線施設の長(以下、「施設長」という。)として、安全管理上必要な措置を講ずる。

(5) 所属長

放射線業務従事者が所属する講座、部門等の長として、所属する放射線業務従事者の監督責任を負う。

(適用範囲)

**第4条** この規程は、大学放射線施設における管理区域に立入る者に適用する。

(管理区域に立入ることのできる者)

**第5条** 大学放射線施設における管理区域に立入ることのできる者は、放射線業務従事者及び一時的立入者に限る。

2 廃棄施設の廃棄作業室への立入りについては、第7条第6号に定める「廃棄作業室内での作業上の注意」において定めるところによる。

(他の規程等との関連)

**第6条** 大学放射線施設の運営及び利用については、この規程に定めるものの他、次に掲げる本学の規程等の定めるところによる。

(1) アイソトープ研究施設規程(以下「施設規程」という。)

(2) アイソトープ研究施設利用内規

(3) 遺伝子組換え実験安全規程

(4) 労働安全衛生委員会規程

(5) 防災規程

- (6) 菅生キャンパス 災害対策マニュアル
- (7) 動物実験実施指針

(細則等の制定)

**第7条** この規程に定める事項の実施について、以下に掲げる細則等を定める。

- (1) 聖マリアンナ医科大学放射線施設 事故・災害時対応マニュアル
- (2) 聖マリアンナ医科大学放射線施設 事故・災害時の情報提供に関するマニュアル  
(以下、「情報提供マニュアル」という。)
- (3) アイソトープ研究施設 非常鍵取扱マニュアル
- (4) アイソトープ研究施設 点検マニュアル
- (5) アイソトープ研究施設 教育訓練の項目・時間の設定に関するマニュアル
- (6) アイソトープ研究施設 廃棄作業室内での作業上の注意
- (7) アイソトープ研究施設 有機廃液焼却装置の運転上の注意
- (8) 第一種放射線取扱主任者代理者候補者リスト(以下、「候補者リスト」という。)
- (9) アイソトープ研究施設 書式リスト
- (10) 放射線測定器の点検・校正に関するマニュアル

(記載されていない事項について)

**第8条** この規程及び関係する細則等に記載されていない事項については、法令に則り解釈するものとする。

## 第2章 組織及び職務

(管理組織)

**第9条** 大学放射線施設の管理区域における放射線障害その他の危険の発生の防止に関する管理組織は、図2に示すとおりとする。

(施設長)

- 第10条** 施設長は、施設管理責任者として、作業環境測定士、放射線安全管理者及び大学放射線施設の教職員に適切な指示を与えるとともに、理事長、学長、研究科長、大学院研究科委員会、利用者会議、産業医及び健康診断担当医と緊密な連絡を保ちつつ、大学放射線施設における放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保するための業務を総括管理するものとする。
- 2 施設長は、放射線取扱主任者による意見具申を尊重しなければならない。
  - 3 施設長は利用者会議がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

(放射線取扱主任者)

- 第11条** 大学放射線施設に第一種放射線取扱主任者免状を所持する放射線取扱主任者(以下「放射線取扱主任者」という。)を1名以上置く。
- 2 放射線取扱主任者は、大学放射線施設における放射線障害の発生の防止に努める。
  - 3 放射線取扱主任者は、安全管理責任者として、作業環境測定士及び放射線安全管理者に適切な指示を与えるとともに、第7条に掲げる細則等を定めるものとする。
  - 4 放射線取扱主任者は、第2項の目的を達成するために、以下の各号に掲げる職務を行うものとする。
    - (1) 放射性同位元素等の管理、健康診断、教育訓練、被ばく管理等に関する計画の策定及び推進並びに改善に関する監査
    - (2) 放射線障害予防規程の制定及び改廃に関する監査
    - (3) 放射線業務の安全の確保及び放射性同位元素等の使用施設等に係る施設基準及び行為基準の維持のための施策又は設備用具の改善若しくは点検、修理に関する監査
    - (4) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
    - (5) 立入検査及び視察等の立合い
    - (6) 不測の状況又は危険時の措置若しくは事故等の原因調査への参画
    - (7) 施設長に対する意見の具申
    - (8) 放射性同位元素等の使用状況に関する監査
    - (9) 様式、帳簿及び書類等の監査
    - (10) 必要に応じて、利用者会議の開催の要請
    - (11) 前各号に掲げるものの他、管理区域に立入る者及び公共の安全を確保するために必要な措置に関すること
  - 5 理事長は、放射線取扱主任者に、法令で定める定期講習を受けさせなければならない。
  - 6 理事長は、放射線取扱主任者が選任された日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(代理者)

- 第12条** 選任された放射線取扱主任者が、旅行、疾病その他の事由により、その職務を行うことができない場合に、大学放射線施設において放射線業務を行うときは、その期間中、第7条第8号に定める候補者リストに従って代理者を施設長が推薦し、職務を代行させなければならない。
- 2 理事長は、前項において放射線取扱主任者が職務を行うことができない期間が30日以上の場合は、代理者が選任された日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(利用者会議)

- 第13条** 施設規程第5条に規定するアイソトープ研究施設利用者会議(以下「利用者会議」という。)を、大学放射線施設における放射線業務の遂行に関する諮問組織とする。

- 2 利用者会議は、大学放射線施設における放射性同位元素等の安全取扱い並びにその安全管理の向上をはかり、放射線障害その他の危険の防止に関する業務の改善を図ることを目的として、放射性同位元素等の使用施設等に係る施設基準及び行為基準の維持に関する点検、施設の廃止等に関する事項並びに第 15 条に定めるRI連絡会より送付された事項についての審議を行う。
- 3 健康診断、教育訓練、施設基準及び行為基準の維持に関する点検、大学放射線施設の廃止等、法令上の重要な事項については、これを大学院研究科委員会に報告する。
- 4 利用者会議は、必要に応じて開催する。
- 5 利用者会議は、放射線取扱主任者による意見具申を尊重しなければならない。
- 6 利用者会議の事務局は、大学放射線施設に置く。

(大学放射線施設の教職員)

**第14条** 大学放射線施設の教職員は、放射線安全管理者に協力して、その職務を補佐し、かつ、その指示に従い、管理区域における放射線障害及びその他の危険の発生の防止に努めなければならない。

(RI連絡会)

**第15条** 大学放射線施設にアイソトープ研究施設連絡会(以下「RI連絡会」という。)を置く。

- 2 RI連絡会は、大学放射線施設の教職員全員をもって構成し、施設長が議長を務める。
- 3 RI連絡会の事務局は、大学放射線施設に置く。
- 4 RI連絡会は、大学放射線施設における放射線障害の発生の予防及び安全の確保に関する日常業務の連絡及び検討を行うとともに、次に掲げる事項の調査、審議を行い、重要事項と認められるものは、利用者会議に送付する。
  - (1) 大学放射線施設の新設、改廃及び事業所境界、管理区域、管理区域外使用区域等の設定、変更及び廃止に関すること
  - (2) 放射線業務従事者の登録許可、許可の取消し及び放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱い制限並びに教育訓練の方針及び内容の改善に関すること
  - (3) 放射線安全管理及び大学放射線施設管理等についての調査、検討及びその改善に関すること
  - (4) 大学放射線施設の利用申込者に係る利用方法の安全審査に関すること
  - (5) その他放射線障害の防止に関し必要な事項
- 5 RI連絡会は、必要に応じて施設長の招集により開催する。

(放射線安全管理者)

**第16条** 管理区域における放射線障害及びその他の危険の発生の防止のため、施設長は、大学放射線施設の教職員のうちより、1 名以上の放射線安全管理者を指名し、大学放射線施設の管理室に常駐させる。

- 2 放射線安全管理者は、安全管理担当者として、以下の各号に掲げる業務を遂行し、その状況をRI連絡会に対し定期的に報告するものとする。
- (1) 管理区域に立入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理に関する業務
  - (2) 作業環境測定士に協力して、放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況又は放射性同位元素の空气中濃度を測定し、測定結果を記録するとともに、必要に応じて管理区域における放射線障害の発生を防止するため、放射線のしゃへいその他臨時の措置を講じる業務
  - (3) 放射線測定機器の保守管理に関する業務
  - (4) 放射性同位元素の受入、払出、使用、保管、運搬、廃棄、保管廃棄及び放射性有機廃液の焼却処理に関する業務
  - (5) 放射線業務の安全、施設基準及び行為基準の維持に係る技術的事項に関する業務
  - (6) 放射性廃棄物の保管廃棄及び処理に関する業務
  - (7) 教育訓練計画の立案及び実施に関する業務
  - (8) 健康診断の実施に関する業務
  - (9) 前各号に関する記帳、記録に関する業務
  - (10) 前各号に関する日常の業務について、放射線業務従事者と緊密な連絡をすること
  - (11) 法令に基づく申請・届出等の事務手続き及び官公庁との連絡等の事務的事項に関する業務
- 3 放射線安全管理者は、施設管理担当者として、以下の各号に掲げる業務を遂行し、その状況をRI連絡会に対し定期的に報告するものとする。
- (1) 施設の保守管理及び設備の運転・保守管理
  - (2) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
  - (3) 作業環境の保全
  - (4) 排水設備の運転
  - (5) 排気設備の運転
  - (6) 空調設備の運転
  - (7) 高圧ガス設備及び危険物の保守管理
  - (8) その他施設・設備の維持及び管理に必要な業務
- 4 前2項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。
- 5 放射線安全管理者は、放射線障害及びその他の危険の発生の防止のため、放射線取扱主任者及び施設長に対し、意見を具申することができる。

(取扱責任者)

**第17条** 大学放射線施設を利用する業務従事者グループごとに取扱責任者を置く。取扱責任者は、放射性同位元素等の安全な取扱についての知識及び技能に習熟し、施設の利用資格を有する者でなければならない。

- 2 取扱責任者は、放射線取扱主任者及び放射線安全管理者と協力して、次に掲げる業務を行う。
- (1) 放射性同位元素等あるいは放射線発生装置の取扱いについて、放射線業務従事者に適切な指示を行う

- (2) 放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄及び記帳等に関して放射線業務従事者の監督・指導を行う
- (3) 各グループの放射線業務従事者の要望を取りまとめ、第 18 条に定めるRI小委員会において審議する

(RI小委員会)

**第18条** 大学放射線施設にRI小委員会を置く。

- 2 RI小委員会は、放射線取扱主任者、放射線安全管理者及び各グループの取扱責任者をもって構成し、必要に応じて委員長の招集により開催する。
- 3 RI小委員会の委員長は委員の互選とし、第 13 条に定める利用者会議の委員とする。
- 4 RI小委員会は次に掲げる事項の審議を行い、重要事項と認められるものは、RI連絡会に送付する。
  - (1) 第 36 条に掲げる、核種使用計画に関する調整
  - (2) 第 75 条に掲げる、施設及び機器の点検等の日程調整
  - (3) その他、各グループの業務従事者より寄せられた要望について
- 5 RI小委員会の事務局は、大学放射線施設に置く。

(作業環境測定士)

**第19条** 大学放射線施設に放射性物質に係る第一種作業環境測定士免状を所持する作業環境測定士を置く。

- 2 作業環境測定士は、管理区域における作業環境の放射性同位元素の濃度を測定し、測定結果を放射線取扱主任者に報告するものとする。
- 3 作業環境測定士の業務は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

(産業医)

**第20条** 大学放射線施設に産業医を置く。

- 2 産業医は、本学労働安全衛生委員会規程に定める産業医とする。
- 3 産業医は、管理区域に立入る者(一時的立入者を除く。)の健康を管理し、放射線障害及びその他の職業性疾病又は労働災害の発生の防止に努めるものとする。
- 4 産業医は、前項の目的を達するために、第 21 条に定める健康診断担当医に適切な指示を与えとともに、施設長に対し意見を具申することができる。

(健康診断担当医)

**第21条** 大学放射線施設に健康診断担当医を置く。

- 2 健康診断担当医は、放射線業務従事者の健康を管理するため、定期及び臨時の健康診断を担当するものとする。
- 3 健康診断担当医は、本規程第 12 章に定めるところにより健康診断を実施し、その結果に基づき、施設長及び産業医に対し、意見を具申することができる。

### 第3章 放射線業務従事者

(放射線業務従事者の申請及び登録)

**第22条** 放射線業務に従事しようとする者は、あらかじめ施設規程に定める登録研究員の申請をし、登録されなければならない。

- 2 他の大学、試験研究機関等に所属する者であつて、本学の教職員との共同研究の目的をもって放射線業務に従事しようとする者は、あらかじめ本学の関連講座の講座等を総括する教授又は研究施設長等の所属長の承認を得て、施設規程に定める登録研究員の申請をし、登録されなければならない。
- 3 前2項の手続きを経た者は、書式リストに定める所定の様式により、放射線業務従事者としての登録を申請することができる。申請書は、放射線安全管理者及び放射線取扱主任者を経て施設長に提出しなければならない。
- 4 施設長は、前項に定めるところにより提出された申請書を審査し、疑義のある事項については、申請者又は関連講座の講座等を総括する教授若しくは当該機関の所属長に調査を依頼するものとする。
- 5 施設長は、前項の申請書の審査又は調査の結果を、RI連絡会に諮り、申請をした者が適格であるときは、その者を放射線業務従事者として登録するものとする。

(承認の取消し又は変更)

**第23条** 放射線業務従事者は、その申請をしたときの内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を、放射線安全管理者に報告しなければならない。

- 2 放射線安全管理者は、放射線業務従事者の承認を受けた者の管理区域への立入りの実態を、常時、監査し、これらの者の登録に変更の必要があるときは、すみやかにその旨を施設長に報告しなければならない。
- 3 施設長は、前項の報告を受けたときは、それらの内容を検討し、必要に応じて以下の各号に定めるところにより、放射線業務従事者の登録の取消し又は変更を行い、かつ、直ちに法的に所要の措置を講じるものとする。
  - (1) 放射線業務従事者が、休職、退職、長期に亘る国内又は外国への出張、若しくは本学関連教育病院等への派遣等の発令を受けた場合には、登録研究員の登録の取消し又は一時的立入者への登録の変更
  - (2) 放射線業務従事者が、放射線業務を継続する必要がなくなったときは、その者にかかる登録の取消し
- 4 施設長は、前項に定めるところにより登録の変更又は取消をしたときは、これを該当者に通知するものとする。
- 5 登録の変更の通知を受けた者は、異議あるときはこれを施設長に申出ることができる。

- 6 登録の変更の通知を受けた者は、異議がないときは健康診断、教育訓練及び被ばく管理その他法令に関する事項につき、速やかに、放射線安全管理者の指示に従うものとする。
- 7 施設長は、放射線業務従事者が関係法令、この規程若しくは放射線取扱主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の取扱等業務を制限し、又は許可を取り消すことができる。

## 第4章 一時的立入者

(一時的立入者)

**第24条** 一時的立入者は、以下の各号の一に該当する目的で一時的に管理区域に立入る者であつて、放射線安全管理者が周囲の状況を勘案して立入りを許可した者をいう。

- (1) 見学、視察又は検査
  - (2) 機器、道具、材料等の搬入又は搬出若しくは設置
  - (3) 環境管理測定その他法令に基づく測定
  - (4) 前各号に掲げるものの他、放射線安全管理者が適切と認める一時的立入りの目的
- 2 一時的立入りをすることのできる者は、以下の各号の一に該当する者とする。
- (1) 本学教職員(非常勤の者を含む)
  - (2) 本学大学院生
  - (3) 本学医学部の学生
  - (4) 本学研究生
  - (5) 本学研究員
  - (6) 前各号に掲げる者の紹介を受けた者
  - (7) 第1号から第5号に掲げる者の紹介のない者にあつては、放射線安全管理者の承認を受けた者
  - (8) その他研究科長が許可した者
- 3 18歳未満の者の立入りは許可されない。

(一時的立入りの手続き等)

**第25条** 一時的立入りの許可を受けようとする者は、書式リストに定める所定の様式により、許可を申請するものとする。申請書は、放射線安全管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請により、一時的立入りの許可を受けた者は、放射線安全管理者、大学放射線施設の教職員、取扱責任者又は放射線業務従事者の付添いを得て、管理区域に立入るものとする。

## 第5章 管理区域に立入りを許可された者の順守義務

(管理区域に立入りを許可された者の順守義務)

**第26条** 管理区域に立入りを許可された者は、放射線障害その他の危険の発生の防止のために、施設長、放射線取扱主任者、放射線安全管理者、大学放射線施設の教職員又は取扱責任者が指示するところに従わねばならない。

2 許可されて管理区域に立入る者は、以下の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること
- (2) 立入りに関する必要事項を記録すること
- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること
- (4) 管理区域内において飲食しないこと
- (5) 専用の黄衣、スリッパを着用し、かつ、これらを着用したままみだりに管理区域の外に出ないこと
- (6) むやみに機器、実験台その他に手を触れたり、寄りかかったりしないこと
- (7) 放射線業務を行っている者の邪魔にならないように気をつけること
- (8) 遺伝子組換え実験室に立入るときは、入口に掲げられている注意事項を順守すること
- (9) 退出するときは、身体及び衣服について、放射性同位元素による汚染の有無を検査し、汚染が検出されたときは、放射線業務従事者にあつては直ちに放射線安全管理者に、一時的立入者にあつては直ちに付添人に、それぞれ報告し、除染のための措置を取ること

## 第6章 放射性同位元素の受入れ・払出し

(事務手続き)

**第27条** 大学放射線施設における放射性同位元素の受入れ・払出し(購入、譲渡し又は譲受け)、発注、発送又は送付された放射性同位元素の受領その他の手続きは、すべて大学放射線施設において、放射線安全管理者が行う。

2 何人も前項に定めるところに反し、直接、相手方に電話、ファックス、eメール、郵便その他の方法で発注をしてはならない。

3 前2項の規定は密封された放射性同位元素を装備する機器を購入し、譲渡し、譲受け又は設置しようとする場合にも適用する他、これらの点検、整備又は一時的に場所を移動しようとする場合にも適用するものとする。

(購入)

**第28条** 放射性同位元素を購入できる者は、あらかじめ放射線業務従事者として登録された者に限る。

- 2 放射性同位元素を購入しようとする者は、書式リストに定める所定の様式により、購入を申請するものとする。申請書は、放射線安全管理者を経て放射線取扱主任者に提出しなければならない。
- 3 放射線安全管理者は、前項の申込みにつき、原子力規制委員会より許可された大学放射線施設における放射性同位元素の使用の目的、種類、一日最大使用数量、年間使用数量、3 か月間使用数量、貯蔵施設の貯蔵能力及び大学放射線施設における他の放射線業務による放射性同位元素の使用状況等を照合の上、必要に応じて適切な変更を加えた後、当該放射性同位元素に関する排気、排水及び作業環境の管理に支障がないと認められる場合には、受理し、放射線取扱主任者の承認を受けるものとする。
- 4 受理された申込書に基づく発注及び送付された放射性同位元素の受領並びにその他の事務は、放射線安全管理者が行う。
- 5 放射性同位元素を購入しようとする者は、直接、相手方より運搬を依頼された者等に対し、発注した放射性同位元素について照会し、又は送付先、注文内容等を変更し、若しくは取消してはならない。
- 6 相手方より送付された放射性同位元素は、放射線安全管理者が受領し、管理番号を付し、書式リストに定める放射性同位元素管理記録簿に記録し、第 41 条第 2 項に定めるところにより使用の保管区分指定を行い、購入申込者に引き渡すものとする。
- 7 購入申込者は、引き渡しを受けた放射性同位元素を、直ちに所定の方法にしたがって貯蔵室において貯蔵し、又は作業室において使用しなければならない。

(放射性麻薬等の購入)

- 第29条** 放射性麻薬、特定化学物質その他、法令の規制を受ける物質であつて、放射性同位元素であるものを購入し、又は譲受けしようとするときは、あらかじめ放射線安全管理者に申し出て、貯蔵、使用、保管廃棄、廃棄等にかかる設備及び備品等について、協議しなければならない。
- 2 放射線安全管理者は、前項の申し出を受けたときは、本学労働安全衛生委員会に報告し、健康診断その他必要な事項について、適切な指示を受けなければならない。
  - 3 放射線安全管理者は、前 2 項の状況を、放射線取扱主任者を経て施設長に報告するものとする。
  - 4 施設長は、第 2 項について、適切な措置が講じられたときは、当該放射性同位元素の購入、譲受け及び使用等を認めることができる。

(放射線業務従事者の間における放射性同位元素の譲渡し及び譲受け)

- 第30条** 放射線業務従事者の間において放射性同位元素の譲渡し、譲受けをしようとする者は、購入時の手続きに準じ、放射線安全管理者を経て、施設長の許可を申請するものとする。
- 2 施設長は、放射性同位元素の管理及び取扱い等につき支障がないときは、前項の申請に許可を与えることができる。

(事業所間における放射性同位元素の譲渡し及び譲受け)

**第31条** 大学放射線施設と以下の各号に掲げる事業所との間で、放射性同位元素の譲渡し又は譲受けをしようとするときは、あらかじめ放射線安全管理者及び放射線取扱主任者を経て、施設長に許可を申請するものとする。

- (1) 本学附属病院
- (2) 他の大学、試験研究機関又は病院
- (3) 医薬品製造業者
- (4) その他の機関

- 2 前項の許可の申請をする者は、法及びこの規程の実施を確保するためにする放射線取扱主任者又は放射線安全管理者による調査に応じるものとする。
- 3 放射線業務従事者が、放射性同位元素の測定その他の目的のために、一時的に大学放射線施設の管理区域より放射性同位元素を持ち出し、他の事業所に放射線業務を依頼しようとするときは、第1項に準じ、あらかじめ施設長に許可を申請するものとする。
- 4 放射線取扱主任者又は放射線安全管理者は、第1項及び第3項の申請に基づき、第1項各号に掲げる事業所の放射線取扱主任者と当該事業所における当該放射性同位元素の使用、保管廃棄及び廃棄等の事項について協議しなければならない。
- 5 放射線取扱主任者又は放射線安全管理者は、前項の協議の結果を速やかに施設長に報告するものとする。
- 6 施設長は、第1項及び第3項の申請につき当該事業所の放射線取扱主任者の了承が得られたときは、譲渡し及び譲受けの許可を与えることができる。
- 7 前項の許可を受けた者は、第10章に定めるところにより、当該放射性同位元素を運搬又は郵送するものとする。

(放射性同位元素の輸入)

**第32条** 外国より直接、大学放射線施設に放射性同位元素を輸入しようとするときは、あらかじめ第28条に準ずる手続きをとるものとする。

- 2 放射性同位元素を輸入しようとする者は、輸入港における関税法令に係る手続き及び輸入港より大学放射線施設までの運搬費用等について、あらかじめ放射線安全管理者及び放射線取扱主任者を経て、施設長と協議し、適切な方策を決定するものとする。
- 3 前2項の手続きを経て、放射線取扱主任者が当該放射性同位元素の輸入手続きが適切と認めるときは、施設長は、その輸入の承認を与えることができる。

(放射性同位元素の輸出規制)

**第33条** 放射性同位元素は、これを所持するものであっても、直接、外国の大学、病院又は試験研究機関等に譲渡しをしてはならない。

(放射性同位元素で汚染されたものの譲渡し規制)

**第34条** 放射性同位元素で汚染されたもの、又は放射性同位元素を含む廃棄物の他の機関又は事業所への譲渡しは、大学放射線施設が日本アイソトープ協会との間で行うものの他は、何人もこれをしてはならない。

## 第7章 放射線業務

(作業時間、作業場所及び注意事項の掲示)

**第35条** 管理区域において放射線業務を行うことのできる時間帯は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 祝・休日を除き、月曜日から金曜日までは9時より21時まで、土曜日は9時より12時までとする
  - (2) 1人の放射線業務従事者の管理区域滞在時間数が週40時間を超えてはならない
  - (3) 放射性有機廃液焼却炉の運転時間については、第7条第7号に定める有機廃液焼却装置の運転上の注意において定めるところによる
- 2 前項各号に定められた時間外には、原則として放射線業務を行ってはならない。ただし、放射線安全管理者が許可した場合を除く。
- 3 放射線業務を行う場所については、放射線業務従事者は、放射線安全管理者の指示に従わなければならない。
- 4 保管廃棄設備においては、見学、視察、検査、修理又は点検等、施設長が許可したものを除き、廃棄作業以外の放射線業務をしてはならない。
- 5 施設長は、密封されていない放射性同位元素の貯蔵施設、使用施設、廃棄施設等の出入口の近くの人の目につきやすいところに、それぞれ放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(放射性同位元素使用届)

**第36条** 密封されていない放射性同位元素を使用しようとするときは、あらかじめ、放射線安全管理者に申し出て、一日最大使用量、使用しようとする実験研究設備又は機器、予定期間又は予定時間及びその他放射性同位元素の管理上、必要な事項について、調整を受けなければならない。

- 2 密封されていない放射性同位元素を使用したときは、使用のつど、書式リストに定める放射性同位元素使用届に必要な事項を記載し、放射線安全管理者に提出しなければならない。

(放射線業務記録書)

**第37条** 放射線業務従事者は、放射線業務のつど、書式リストに定める放射線業務記録書に必要な事項を記載し、放射線安全管理者に提出しなければならない。

(放射線業務の安全確保)

**第38条** 放射線業務従事者は、法令及び第 26 条の定めるところに従って管理区域に立入り、放射線による被ばく及び環境汚染の防止並びに公共の安全の確保に努めなければならない。

2 放射性同位元素等の取り扱いに不慣れな放射線業務従事者は、単独で取扱作業をしてはならない。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

**第39条** 密封されていない放射性同位元素を使用する者は、以下の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の使用は、必ず管理区域の指定された作業室において行い、かつ許可された使用数量を超えないこと
- (2) 飛散、揮発、昇華等の性状をもつ放射性同位元素を取扱うときには、ドラフトを使用し、かつ、排気設備が正常に作動していることを確認すること
- (3) 吸収剤及び受け皿の使用等、汚染の防止に必要な措置を講じること
- (4) しゃへい壁、アクリル板その他のしゃへい物により適切なしゃへいを行うとともに、かん子等の使用により線源との間十分な距離を設けること
- (5) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること
- (6) 放射性同位元素の移し替えをするときには、安全ピペッター又は器械的ピペットを用いること
- (7) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること、また、これらを着用したまま、みだりに管理区域から退出しないこと
- (8) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、管理区域専用のスリッパ、保護具等、人体に着用している物について汚染の有無を検査し、汚染があった場合には、これを除去すること
- (9) 表面の放射性同位元素の密度が、表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持出さないこと
- (10) 表面の放射性同位元素の密度が、表面密度限度の 1/10 を超えているものは、みだりに管理区域から持出さないこと
- (11) 密封されていない放射性同位元素の使用中に、その場を離れるときは、容器及び使用場所の人の目につきやすいところに氏名、所属、年月日、時刻、核種等を記載した標識を付け注意事項を明示する等、不測の状況の発生を防止する措置を講じること
- (12) 遺伝子組換え実験室において放射線業務を行うときには、第 6 条に定める遺伝子組換え実験安全規程を順守すること
- (13) 動物を用いる実験を行うときには、第 6 条に定める動物実験実施指針を遵守すること

(放射線業務などの中止又は計画の変更)

**第40条** 放射線業務従事者は、施設長、放射線取扱主任者、放射線安全管理者、大学放射線施設の教職員等から、安全を維持する目的で指示を受けたとき、又は地震、火災その他緊急の災害を生じるおそれのある場合には、直ちに当該放射線業務を中止し、若しくは計画を変更し、附近にいる者及び公共の安全を確保するため、速やかに適切な措置をとらなければならない。

## 第8章 保管

(保管にかかる放射性同位元素の区分)

**第41条** 放射線安全管理者は、密封されていない放射性同位元素については、整理の目的のため、それらの使用状況又は使用頻度に応じ、管理番号をつけた個々の放射性同位元素に対し、以下の各号の一に該当する貯蔵区分の指定をするものとする。

(1) 使用

(2) 長期保管

2 初めて購入、譲受け、又は輸入した放射性同位元素については、前項第1号の区分指定をするものとする。

3 放射線安全管理者は、放射性同位元素について第1項第2号の指定を行ったとき、又は区分の変更を行ったときは、これをRI連絡会に報告しなければならない。

(保管)

**第42条** 放射線業務従事者は、その所有する放射性同位元素について前条の区分指定を受けた後、放射性同位元素を保管(一時的に実験室の冷蔵庫又はフリーザー等に保管する場合を含む。)するときは、以下の各項に定めるところに従わなければならない。

2 密封されていない放射性同位元素は、その種類及び数量に応じて適切な容器に入れ、放射線を十分にしゃへいし、かつ、放射性同位元素の揮発若しくは昇華等をできる限り防止する措置を講じて、貯蔵室の貯蔵庫、貯蔵容器又はフリーザーに貯蔵すること。

3 密封されていない放射性同位元素を貯蔵室の貯蔵庫、貯蔵容器又はフリーザーに保管するときは、容器が転倒したり破損したりしないように適切な措置を講じるとともに、吸収剤、受け皿等を使用し、汚染が広がらないようにすること。

4 その他放射性同位元素の保管については、放射線安全管理者の指示に従い、盗取又は所在不明等の防止に十分に注意しなければならないこと。

(保管の記録)

**第43条** 放射線安全管理者は、密封されていない放射性同位元素の保管にあたり、書式リストに定める放射性同位元素管理記録簿に必要事項を記録すること。

(保管区分の変更)

**第44条** 放射線業務従事者は、保管にかかる放射性同位元素の区分の変更をしようとするときは、あらかじめ放射線安全管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 放射線安全管理者は、前項の申請を受けたときは、原子力規制委員会による放射性同位元素使用の許可条件等を照合し、必要あれば調整を行った後、許可を与えることができるものとする。

(保管に関する注意)

**第45条** 放射線安全管理者は、保管中の放射性同位元素がみだりに持出されないように注意するとともに、貯蔵容器及び耐火性の容器について、みだりに持運ぶことが出来ないように措置しなければならない。

## 第9章 廃棄

(廃棄の区分)

**第46条** 放射性同位元素等は、以下の各号に示す区分に従い廃棄又は保管廃棄することができる。

- (1) 固体状廃棄物(ただし、保管廃棄設備における保管廃棄)
- (2) 液体状廃棄物(ただし、化学形、数量及び濃度により、廃棄、焼却又は保管廃棄)
- (3) 気体状廃棄物(ただし、排気設備において廃棄)
- (4) 動物廃棄物(ただし、保管廃棄設備における保管廃棄)

(放射性安全管理者による指示)

**第47条** 放射線業務従事者が、放射性同位元素等を廃棄又は保管廃棄しようとする場合には、あらかじめ放射線安全管理者の指示を受けなければならない。

(固体状廃棄物の廃棄)

**第48条** 放射線業務従事者が、固体状廃棄物を保管廃棄するときには、保管廃棄しようとするものが乾燥していることをあらかじめ確認しなければならない。

2 固体状廃棄物は、ろ紙、ティッシュペーパー等の可燃性廃棄物、プラスチック等の難燃性廃棄物、ゴム、ガラス等の不燃性廃棄物に分別し、それぞれを別々の透明ポリエチレン袋に入れ、その表面に所属、氏名、核種、数量及び保管廃棄開始年月日を記載した所定のラベルを付して封をし、所定の放射性廃棄物集積所に置き、かつ書式リストに定める保管廃棄物届を提出しなければならない。

(液体状廃棄物の廃棄)

**第49条** 液体状廃棄物は、無機及び有機液体状廃棄物を区別し、それぞれ所定の容器に保管廃棄し、書式リストに定める保管廃棄物届を提出しなければならない。

2 地下RI専用排水設備へ導入することのできる液体状廃棄物は、二次洗浄液に限るものとする。

(放射性有機廃液の焼却処理)

**第50条** 保管廃棄した有機液体状廃棄物のうち、「液体シンチレーター廃液の焼却に関する安全管理について(平成11年科学技術庁通知)」に定められている核種を基準以下の濃度で含み、十分な可燃性と適当な流動性を持つ有機液体状廃棄物は、廃棄施設に設置された放射性有機廃液焼却装置において、廃棄作業室内での作業上の注意及び有機廃液焼却装置の運転上の注意に従って、焼却することができる。

2 有機廃液の焼却処理を行った時は、書式リストに定める有機廃液焼却記録に記載し、温度記録チャートと共に保管しなければならない。

(気体状廃棄物の廃棄)

**第51条** 放射線業務従事者が、気体状廃棄物の発生するおそれのある放射線業務を行うときは、あらかじめ放射線安全管理者に届出るとともに、フードの使用等につき、十分な検討と調整を行わなければならない。

2 気体状廃棄物の廃棄にあたっては、排気設備により濃度限度以下として排気すること。

(動物廃棄物の廃棄)

**第52条** 放射線業務従事者は、放射性同位元素で汚染された動物屍体、排泄物又は腐敗のおそれのあるものを保管廃棄しようとするときには、動物屍体乾燥装置により乾燥した後、所定の保管廃棄用ドラム缶に保管廃棄するものとする。

2 放射線業務従事者が、前項の保管廃棄をしたときには、書式リストに定める保管廃棄物届を放射線安全管理者に提出しなければならない。

(放射性廃棄物の引き渡し)

**第53条** 保管廃棄中の放射性廃棄物は、法令により定められた廃棄事業者に引き渡し、廃棄を委託することができる。

## 第10章 運搬及び輸送

(管理区域外における放射性同位元素の運搬及び輸送)

**第54条** 放射性同位元素等を大学放射線施設の外で運搬又は輸送するときは、「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和56年科学技術庁告示第10号)」、又は「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号)」に従わなければならない。

- 2 放射線業務従事者が、放射性同位元素等を大学放射線施設の外で運搬又は輸送するときは、あらかじめ、以下の各号に掲げる事項について放射線安全管理者及び放射線取扱主任者を経て、施設長に申請し、運搬又は輸送の許可を受けなければならない。
  - (1) 放射性同位元素等の所有者の氏名、所属及び運搬又は輸送の承認印
  - (2) 運搬に従事する放射線業務従事者の氏名、所属、又は運搬の委託先の氏名若しくは名称及び運搬又は輸送しようとする放射性同位元素等の核種、化学種及び数量
  - (3) 運搬又は輸送の目的
  - (4) 運搬又は輸送しようとする放射性同位元素等の発送先、送付先及び経路並びに車両の利用等、運搬又は輸送の年月日及び方法
  - (5) 車両で運搬する場合は、必要に応じて運搬車両の速度を制限し、又は伴走車両を用意すること
- 3 前項の申請につき、放射線取扱主任者は、必要に応じて、運搬又は輸送の方法、経路等につき、変更をすることができる。
- 4 施設長は、運搬又は輸送の安全が確認されたときには、第55条に定めるところにより放射性同位元素等を包装することを許可することができる。

(運搬又は輸送のための包装)

**第55条** 放射性同位元素等の運搬又は輸送のための包装を実施する場合には、放射線取扱主任者の指示を受け、以下の各号を厳守しなければならない。

- (1) 危険性が極めて少なく、密封されていない放射性同位元素を、L型輸送物として運搬し、又は輸送するときは、外接する直方体の各辺が10センチメートル以上の容器であって、容易に、かつ、安全に取扱うことができるようにし、かつ、みだりに開封されないように、また、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはりつけ等の措置を講じ、表面における1センチメートル線量当量率が5マイクロシーベルト毎時、及び表面における放射性同位元素の密度が、法令に定められている輸送物表面密度を超えないこと
- (2) 液体状の放射性同位元素等を運搬又は輸送する場合の容器は、こぼれにくい構造で、かつ、浸透、亀裂又は破損等のおそれの少ない材質のものを用いること

- (3) 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素等を運搬又は輸送するときは、気密な容器に入れること
  - (4) 容器には、核種、化合物名、数量、使用者名及び所属を明示すること
  - (5) 表面汚染密度については、容器の表面の放射性同位元素の密度が、表面密度限度の1/10を超えないようにすること
  - (6) 事業所内の運搬における1センチメートル線量当量率については、容器の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、その表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること
  - (7) 容器は、運搬又は輸送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等の生ずるおそれのないよう措置すること
- 2 施設長は、放射性同位元素等の包装の安全が確認されたときは、運搬又は輸送を許可することができる。

(管理区域内における運搬)

**第56条** 放射性同位元素等を管理区域内で運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(車両による運搬)

**第57条** 放射性同位元素等を車両で運搬するときは、第55条第2項による施設長の許可を受け、本学の公用車又は所属長の指示する車両により、交通事故その他事故時の責任のとり方につき協議した後、実施しなければならない。

- 2 車両を用いて放射性同位元素等を運搬するときは、放射線取扱主任者より、以下の各号について十分な注意及び指示を受けなければならない。
- (1) 標識
  - (2) 外部放射線量
  - (3) 取扱い場所
  - (4) 積載方法
  - (5) 積載限度
  - (6) 混載制限
  - (7) 運搬標識
  - (8) 見張人又は監督者等を同行させること
  - (9) 運搬に従事する者(自動車運転者を含む)の被ばく管理
  - (10) 車両の故障又は交通事故等に注意すべき事項
  - (11) 緊急時の連絡先

- 3 放射性同位元素等の車両による運搬に従事する者は、運搬中に事故が発生した場合その他緊急の場合又は無事に運搬を終了した場合に、勤務時間外又は昼夜間を問わず速やかに、放射線安全管理者、又はあらかじめ指定された連絡先に報告しなければならない。

(運搬の禁止及び輸送の方法)

**第58条** 放射性同位元素等を携帯して一般旅客用の鉄道、バス、航空機及び船舶等により運搬してはならない。

- 2 放射性同位元素等を輸送するときは、書留・速達による郵送又は運輸業者による宅配便とし、発送者及び受取人は直ちに電話で連絡をとり、予定の日時に到着しないときは、差出し局又は当該運輸業者等に照会するとともに、当該放射性同位元素等の確実な輸送に努めるものとする。

## 第11章 測定

(測定の責任者)

**第58条の2** 放射線安全管理者は、放射線取扱主任者の指示を受け、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

(放射線測定器等の保守)

**第58条の3** 放射線安全管理者は、放射線取扱主任者の指示を受け、安全管理に係る放射線測定器について、常に正常な機能を維持するよう点検及び校正を行い、測定の信頼性を確保しなければならない。

- 2 測定の信頼性を確保するための措置の具体的な実施計画、記録、その他必要な項目は、第7条第10号に定める放射線測定器の点検・校正に関するマニュアルに従う。
- 3 前2項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

(場所に関する測定)

**第59条** 作業環境測定士及び放射線安全管理者は、放射線取扱主任者の指示を受け、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定をしなければならない。

- 2 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。
- 3 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うこと。

- 4 第1項の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界、本学における事業所境界としてあらかじめ定められた場所について、取扱開始前には1回、取扱開始後には1月を超えない期間ごとに1回行うものとする。
- 5 前各項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。
- 6 測定結果は、記録し、施設長に報告しなければならない。
- 7 放射線安全管理者は、放射線業務の内容に応じて、放射線業務従事者に放射線測定器等を携帯させ、利用させるものとする。

(排気及び排水に関する測定)

**第60条** 放射線安全管理者は、排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所における汚染の状況の測定は、排気し、又は排水するつど(連続して排気し、又は排水する場合は、連続して)行い、排気又は排水に係る放射性同位元素の濃度が許容濃度以下であることを確認しなければならない。

2 貯留槽に貯留中の放射性廃液については、その廃液を排水する前に、あらかじめ一定量を採取し、必要に応じて濃縮、蒸留又は乾固その他適切な処理を行った後、放射性同位元素濃度を測定し、その値が排水に係る許容濃度以下であることを確認しなければならない。

3 測定の結果は、測定のとど、以下に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 測定年月日
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
- (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容

(人に関する被ばく線量の測定)

**第61条** 放射線安全管理者は、管理区域に立入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、以下の各号に定めるところにより、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと
- (2) 放射線業務従事者に着用させる個人線量計は、1月ごとに放射線安全管理者が回収し、適切な方法により被ばく線量を算出すること
- (3) 測定は、胸部(女子にあっては腹部)について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと

- (4) 前号の他、頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大腿部から成る部分)以外の部分である場合は、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること
- (5) 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第3号及び第4号の他、当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定すること
- (6) 測定は、管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間、継続して行うこと
- (7) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき、及びそのおそれのある場合は、内部被ばくによる線量の測定は、法令に定められている方法により、3月を超えない期間ごとに1回(本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては、出産までの間、1月を超えない期間ごとに1回)行うこと
- (8) 管理区域に立入った者の汚染の状況の測定は、手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣、スリッパ、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分について行うものとする。ただし、放射線測定器を用いて測定することが、著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することができる

(人に関する測定結果の記録)

**第62条** 放射線安全管理者は、人に関する測定を行ったときは、以下の事項について記録しなければならない。

- (1) 測定年月日
  - (2) 測定対象者の氏名及び所属
  - (3) 測定をしたものの氏名
  - (4) 放射線測定器の種類及び型式
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定部位及び測定結果
- 2 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、記録すること。
- 3 第1項第6号の測定結果から、実効線量及び等価線量を算定し、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定のつど、以下の各号に掲げる事項について記録すること。

- (1) 算定年月日
  - (2) 対象者の氏名及び所属
  - (3) 算定した者の氏名
  - (4) 算定対象期間
  - (5) 実効線量
  - (6) 等価線量及び組織名
- 4 内部被ばくによる線量の測定の結果については、測定のつど、以下に掲げる事項について記録すること。
- (1) 測定年月日
  - (2) 測定対象者の氏名
  - (3) 測定をした者の氏名
  - (4) 放射線測定器の種類及び型式
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定部位及び測定結果
- 5 手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあつては、以下に掲げる事項について記録するものとする。
- (1) 測定年月日
  - (2) 測定対象者の氏名
  - (3) 測定をした者の氏名
  - (4) 放射線測定器の種類及び型式
  - (5) 汚染の状況
  - (6) 測定方法
  - (7) 測定部位及び測定結果
- 6 放射線安全管理者は、前各項の記録を記録のつど、その写しを対象者に交付するものとする。
- 7 人に対する放射線の量の測定結果から実効線量を算定する際の実効線量は、外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。
- 8 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について毎年度集計し、以下の項目を記録する。
- (1) 集計年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 集計した者の氏名
  - (4) 集計対象期間
  - (5) 累積実効線量

(異常な放射線の量の被ばくが発見された場合の措置)

**第63条** 施設長は、管理区域に立入った者について、被ばくした放射線の量が、通常、測定される値と比較して異常に高いと考えられるときは、直ちに原因を究明するとともに、必要に応じて、当該測定結果の対象者に対して健康診断その他の措置を講じるものとする。

2 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、前項と同様の措置を講じるとともに、第 65 条第 6 項に定めるところに従うものとする。

## 第 12 章 健康診断

(健康診断受診の義務)

**第64条** 放射線業務従事者は、初めて管理区域に立入る前に施設長の指示に従い、問診及び検査又は検診による健康診断を受けなければならない。

(健康診断の内容及び頻度)

**第65条** 前条の問診は、以下の各号について受けるものとする。

- (1) 放射線の被ばく歴の有無
- (2) 被ばく歴を有する者については、放射線業務の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無  
その他放射線による被ばくに関する事項

2 前条の検査又は検診は、以下の各号について受けるものとする。

- (1) 末梢血液中の血色素量、ヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- (2) 皮膚
- (3) 眼
- (4) その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

3 放射線業務従事者は、管理区域に立入った後は、前各項に掲げる項目について、放射性同位元素等の規制に関する法律及び電離放射線障害防止規則に規定される期間ごとに、定期的に行われる健康診断を受けなければならない。

4 施設長は、健康診断において放射線業務従事者が第 1 項の問診を受けるときは、当該放射線業務従事者が前回の健康診断の後に受けた線量(これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料、又はその資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料)を、健康診断担当医に示さなければならない。

5 定期的に行われる健康診断における第 2 項の項目については、当該健康診断を行おうとする日の属する年の前年 1 年間に受けた実効線量が電離放射線障害防止規則に規定される線量を超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する 1 年間に受ける実効線量が電離放射線障害防止規則に規定される線量を超えるおそれがない場合には、全部又は一部を省略することができる。

6 第3項の規定にかかわらず、放射線業務従事者が以下の各号に該当するときは、施設長の指示を受け、遅滞なく、医師による問診、検査又は検診を受け、必要な保健指導その他適切な措置を受けなければならない。

- (1) 放射性同位元素、有害危険物、毒物、劇物又は病原体を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき
- (2) 放射性同位元素により、表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき
- (3) 放射性同位元素により、皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれがあるとき
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき

(健康診断の費用、場所、通知等)

**第66条** 前条の健康診断に要する費用は、本学が負担するものとする。ただし、以下の第4項「又は書き」に該当する健康診断の費用については、当該放射線業務従事者の所属長の裁量に委任するものとする。

- 2 前条第3項の定期に行われる健康診断については、その実施の場所を本学附属病院とする。
- 3 放射線安全管理者は、前条第3項の定期に行われる健康診断の問診及び検査又は検診の実施予定年月日及び時間は、あらかじめ放射線業務従事者に通知するものとする。
- 4 放射線業務従事者が、前条に定める健康診断を所定の日時及び場所において、受診することのできなかつたときは、施設長の指定する期間内に、本学附属病院又は他の適当な医療機関において、受けなければならない。
- 5 前項による健康診断受診のための日時、場所及び担当医師等の予約は、当該放射線業務従事者が行うものとする。
- 6 放射線業務従事者が、第4項により健康診断を受けたときは、その結果に担当医師の証明を添え、健康診断担当医を経て施設長に提出しなければならない。

(健康診断結果の取扱い)

**第67条** 健康診断担当医は、健康診断のつど、問診及び検査又は検診の結果について、以下の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 実施年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 健康診断を行った医師名
  - (4) 健康診断の結果
  - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 2 施設長は、健康診断の結果について、産業医及び健康診断担当医と協議の上、必要に応じて再検査又は精密検査その他適切な措置をとる他、法的に必要な記録の集計を行い、労働基準監督署への報告その他法令上必要な手続きをとるものとする。

- 3 放射線安全管理者は、健康診断のつど、第1項各号の記録の写しを受診者に交付しなければならない。

(放射線障害又はその他の職業性の疾病にかかった者又は労働災害を受けた者  
若しくはそれらのおそれのある者に対する措置)

**第68条** 放射線業務従事者が、放射線障害又は職業性の疾病にかかり、又はその他の労働災害を受けたとき、若しくは、それらのおそれのあるときは、それらの程度に応じて施設長の指示に従い、医師による必要な保健指導等の適切な措置を受ける他、管理区域への立入りに関し、以下の各号の措置を受けるものとする。

- (1) 管理区域への立入り時間の短縮
  - (2) 管理区域の立入りの禁止
  - (3) 放射線に被ばくするおそれの少ない業務、有害危険物質、毒物劇物又は病原体へのばく露のおそれの少ない業務への配置転換
- 2 施設長は前項に係る状況を、利用者会議、産業医及び本学労働安全衛生委員会に報告するものとする。
- 3 施設長は業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

(放射線業務に起因したとは認められない健康障害が発見されたときの措置)

**第69条** 放射線業務従事者に、放射線業務に起因したとは認められない健康障害が発見されたときは、健康診断担当医より必要な保健指導を受けるとともに、放射線業務の継続の是非に関し、所属長及び施設長と協議し、第68条に準ずる措置を受けるものとする。

- 2 前項の健康障害に関する精密検査、検診又は治療等に要する費用は、私立学校教職員組合員証等の利用による本人負担とする。
- 3 施設長は第1項の協議の結果を、産業医に報告し、承認を受けるものとする。

## 第13章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

**第70条** 放射線業務従事者、取扱等業務に従事する者であって管理区域に立入らない者、及び取扱等業務に従事しない者であって管理区域に立入る者は、それぞれ施設長の指示に従い、以下の各項に定めるところにより、定期又は必要に応じて臨時に行われる教育及び訓練を受けなければならない。

- 2 放射線業務従事者として初めて登録された者は、以下の各号に定める項目について、それぞれ各号に定める時間数以上、受けなければならない。

- (1) 放射線の人体に与える影響 30分以上
  - (2) 放射性同位元素等の安全取扱い 1時間以上
  - (3) 放射性同位元素等の規制に関する法令及びこの規程 30分以上
  - (4) その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 3 教育訓練の時間数及び省略可能項目については、受講者の教育訓練受講履歴及び予定される業務内容に応じて、第7条第5号に定める教育訓練の項目・時間の設定に関するマニュアルに定めるとおとする。
- 4 放射線業務従事者は、管理区域への立入り後、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内に、以下の各号に定める項目について定期的開催される教育及び訓練の際に、教育及び訓練を受けるものとする。
- (1) 法令に関する事項及び放射線障害の防止に関する当該年度における原子力規制委員会、厚生労働省等の官公庁よりの通達、指導等の事項
  - (2) 第2項各号に掲げる項目に関する新しい知識及び技能
  - (3) 前各号に掲げるものの他、放射線業務の安全確保のために、施設長が必要と認める事項
- 5 放射線安全管理者は、放射線業務従事者が初めて管理区域に立入る前に、また立入りを開始した後には適切な時期に、第2項各号に掲げる項目の他、当該管理区域について以下の各号に定める項目について教育及び訓練を実施するものとする。
- (1) 放射性同位元素等使用許可証に使用の条件等が特記されている場合にはその事項
  - (2) 許可証には特記されていないが、原子力規制委員会あての放射性同位元素等の許可使用に係る申請書で安全上、特定の制約を設けて評価し、許可を受けている場合には、それらの制約に係る事項
- 6 教育及び訓練の全部又は一部を省略されたものは、第72条により施設長が奨励する講習会等に参加することにより、放射線基礎医学及び保健物理等に関する一層高度の教育及び訓練を受けるよう、努めなければならない。
- 7 施設長は、第2項及び第4項に関する定期的な教育及び訓練を、それぞれ年1回以上、実施するものとする。
- 8 放射線安全管理者は、一時的立入者が管理区域に立入る前に、第2項各号に掲げる事項の他、当該管理区域における放射線障害の防止のために必要な事項について臨時の教育訓練を実施しなければならない。
- 9 前項に規定する教育及び訓練に必要な時間数は、一時的立入者の立入りの目的に応じて適切なものとする。

(教育及び訓練の記録)

**第71条** 施設長は教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、教育及び訓練を受けた者の氏名、教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数を記録すること。

(官公庁等による講習会及び放射線取扱主任者試験等)

**第72条** 施設長は、放射線業務従事者及びその他の本学教職員に対し、原子力規制委員会、厚生労働省等の官公庁並びにこれらの官公庁より依頼又は指定された機関若しくは学会等が実施する放射線業務の危険の防止、放射性同位元素の安全取扱い、又は、これらに関する新しい知識及び技能に関する講習会、講演会、セミナー又はシンポジウム等への出席を奨励することができる。

2 施設長は、放射線業務従事者及びその他の本学教職員に対し、原子力規制委員会が行う第一種及び第二種放射線取扱主任者試験の受験を奨励することができる。

(教育・研究の報告及びそれに係る教育及び訓練)

**第73条** 放射線業務従事者は、大学放射線施設の管理区域において行った放射線業務による教育・研究の成果の概要を施設長に報告し、放射線業務の安全の一層の確保をはからなければならない。

2 施設長は、前項の報告に関し、放射線業務の安全を確保し、かつ高度の学問的水準を維持するため、必要があれば専門家の意見を求め、当該放射線業務従事者又はその所属長に対し、放射線業務の計画の改善を求め、又は、適切な教育及び訓練を臨時に実施することができる。

## 第14章 大学放射線施設の維持及び管理

(施設基準及び行為基準の維持)

**第74条** 施設長、放射線取扱主任者、放射線安全管理者及び大学放射線施設の教職員は、大学放射線施設の経年変化の状況、使用者数の多少、設備等の使用時間及び連続運転の状況等を常に把握することによって、大学放射線施設の異常を事前に発見し、それに対応した補修等の適切な措置をとることによって法令に定める施設基準及び行為基準の維持に努めるものとする。

(施設点検及び安全管理点検)

**第75条** 施設長、放射線取扱主任者、放射線安全管理者及び大学放射線施設の教職員は、以下の各項各号及び第7条第4号に定める点検マニュアルにより、目視で迅速に異常の有無を確認する巡視点検その他の方法による日常点検、月例点検及び年末年始総点検、製造業者又は専門業者による定期点検又は月例点検、及び必要に応じ臨時点検を実施すること。

(1) 放射線中央監視設備及び放射線測定機器、排気及び排水設備、放射性有機廃液焼却装置並びに一般実験研究用機器その他管理区域の施設基準維持等については、点検マニュアルに定める頻度及び方法により、巡視による週間、月例等の日常点検を実施する他、定期点検を実施し、清掃、整備、修理、オーバーホール、その他必要な措置を講じるものとする

- (2) 大学放射線施設の教職員は、以下の各号に定めるところにより放射性同位元素の保管状況調査を行うものとする
- 1) 保管中の密封されていない放射性同位元素及び密封されている放射性同位元素については、原則として3月ごとに全数調査により帳簿との照合を実施するものとする
  - 2) 密封されていない放射性同位元素の保管の状況については、毎年度の期末における放射性同位元素の種類、減衰補正の有無、保管数量、受入れ及び払出し数量、合計保管数量を貯蔵庫ごとに算出すること
  - 3) 密封されている放射性同位元素の保管の状況については、毎年度の期末における種類及び数量、保管個数、受入れ及び払出し個数を調査すること
- (3) 年末及び年始は、管理区域の施設及び行為基準について点検を実施し、原則として放射線業務は行わないものとする
- 2 前項に定める点検の結果及び講じた措置は、それぞれ担当者が、RI連絡会その他適切な方法により、大学放射線施設の教職員に周知させ、かつ所定の様式により記帳記録するものとする。
- 3 施設長は、必要な措置が大学放射線施設内で対処しきれない場合は、研究科長、学長を経て理事長に報告しなければならない。
- 4 施設長は、第1項の点検にあたり、実施年月日、点検を行った者の氏名、点検の結果及び講じた措置を記録し、これを第77条に定めるところに従い保管する。

(修理、改造)

- 第76条** 施設長又は放射線取扱主任者が、施設管理責任者又は安全管理責任者として、設備、機器等について修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、必要があると認められるときは、その安全性、安全対策等について利用者会議に諮問するものとする。
- 2 施設長は、修理、改造、除染等の計画及び実施状況について、研究科長、学長を経て理事長に報告しなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

## 第15章 記帳及び保存

(記録の保管)

- 第77条** 施設長は、以下の各号に指定する記録及び帳簿を毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線取扱主任者と共に点検及び確認のうえ、それぞれ5年間、保管しなければならない。
- (1) 第28条から第32条に定める放射性同位元素の受入れ・払出し
  - (2) 第36条から第37条に定める使用
  - (3) 第41条から第43条に定める保管

- (4) 第 48 条から第 53 条に定める廃棄
- (5) 第 54 条から第 57 条に定める運搬又は輸送
- (6) 第 58 条の 3 に定める放射線測定器等の保守
- (7) 第 59 条に定める場所に関する測定結果
- (8) 第 60 条に定める排気及び排水に関する測定結果
- (9) 第 70 条から第 71 条に定める教育訓練に関する記録
- (10) 第 75 条に定める点検の結果

2 施設長は、以下の各号に指定する記録及び帳簿を毎年 3 月 31 日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線取扱主任者と共に点検及び確認のうえ、それぞれ永年保管しなければならない。

- (1) 第 61 条から第 62 条に定める被ばく管理
- (2) 第 65 条に定める健康診断の記録
- (3) その他、人に関する記録

3 施設長は、第 79 条から第 83 条に定める災害時及び危険時の状況及び措置等を記録し、記録は保管しなければならない。

(定期報告)

**第78条** 施設長は、以下の各号に定める事項を行う。

- (1) 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間について、法令に定める放射線管理状況報告書を作成し、当該期間の経過後 3 月以内に原子力規制委員会あてに提出すること
- (2) 前号の報告書の内容について、理事長、学長、研究科長に報告すること

## 第 16 章 災害時及び危険時の措置

(汚染時の措置)

**第79条** 放射線業務従事者は、放射性同位元素をこぼし、又は空気中に飛散させ、若しくは放射性同位元素以外の危険有害物、毒物劇物等を漏洩させる等、放射線障害又はその他の労働災害を発生させるおそれのある不測の状況が発生した場合には、直ちに、大学放射線施設の内部にいる者、又はその付近に居る者に退避する様警告するとともに、自らも退避し、かつこれらの状況を速やかに放射線安全管理者に報告しなければならない。

2 前項の不測の状況による汚染、被害又は危険の拡がりを防ぐ時間的な余裕のあるときは、当該状況の発生に直接関係のある者は、放射線安全管理者、大学放射線施設の教職員、放射線取扱主任者等の指示及び協力により、応急の措置をとるものとする。ただし、この場合の措置は、単独で行ってはならない。

- 3 放射線安全管理者、大学放射線施設の教職員及び放射線業務従事者等は、放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその広がり防止及び除去を行わなければならない。

(災害時の措置)

**第80条** 大学放射線施設内又はその付近において火災が起こり、大学放射線施設に延焼又は災害が波及するおそれのある場合に、これを発見した放射線安全管理者、大学放射線施設の教職員及び放射線業務従事者等は、図 3 に定める連絡通報体制に従い、防災センターに通報しなければならない。また、第 7 条第 1 号に定める放射線施設事故・災害時対応マニュアルに従い、消火又は延焼若しくは災害の拡大の防止に努めるとともに、状況及び措置の概要を施設長に報告すること。

- 2 川崎市において大規模自然災害(震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊)が発生した場合又は大学放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、放射線安全管理者は第 7 条第 4 号に定める点検マニュアルに従って点検を行い、その結果を放射線取扱主任者及び施設長に報告しなければならない。

- 3 施設長は、前項に関する報告を受けたときは、状況に関する情報の収集・伝達に努め、直ちに状況及び措置の概要を研究科長、学長を経て理事長に報告するとともに、消防署に通報しなければならない。

- 4 自然災害、火災等により大学放射線施設が被害を受け、又は受けるおそれのある場合若しくは機器設備の運転その他管理区域の施設基準維持に関わりのある事項について異常が発生し、又は発生するおそれのある場合には、補修その他適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 5 研究科長は、施設長の応急措置では対応しきれない事態に対して、大学放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講ずること。

- 6 災害時又は火災時(火災報知器の誤作動による発報を含む)には、第 7 条第 3 号に定める非常鍵取扱マニュアルに従って、警備員が大学放射線施設の出入口を解錠することができる。

(放射線障害発生時の措置)

**第81条** 放射線障害又は労働災害を受け、又は受けたおそれのある者を発見した者は、第 7 条第 1 号に定める事故・災害時対応マニュアルに従い、二次的災害の発生を防止できるようにした上で、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講じ、かつその状況を速やかに放射線安全管理者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた放射線安全管理者は、直ちに放射線取扱主任者及び施設長に連絡しなければならない。

- 3 施設長は第 68 条に定めるとおり、放射線障害を受けた者に医師による保健指導を受けさせ、その旨を研究科長、学長を経て理事長に報告しなければならない。

(盗取及び所在不明発生時の措置)

**第82条** 放射性同位元素について盗取又は所在不明その他の事故が生じたときには、これを発見した者は、直ちに放射線安全管理者に報告しなければならない。

- 2 放射線安全管理者は、前項の事故について直ちに放射線取扱主任者及び施設長に通報しなければならない。
- 3 施設長は、前項に関する通報を受けたときは、事故の状況に関する情報の収集・伝達に努めるとともに、遅滞なく警察署に届け出るために、状況及び措置の概要を図3に定めるとおり研究科長、学長、理事長等に報告しなければならない。

(緊急作業)

**第83条** 災害時及び危険時に緊急作業を行う場合には、以下に掲げる事項に定めるところによる。

- (1) 必要に応じ防護マスク、帽子、しゃへい用前掛、手袋、かん子及び長靴等の保護具を着用し、かつ、被ばく時間をできる限り短くしなければならない
- (2) 緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトとする
- 2 施設長は、緊急作業に従事する者に対して「緊急時の対応」に関する教育訓練を受けさせなければならない。
- 3 施設長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第68条に定めた放射線障害を受けた者に対する措置と同様の措置を受けさせなければならない。

(原子力規制委員会等への報告)

**第84条** 施設長は、大学放射線施設において所持する放射性同位元素等に関し、地震、火災その他の災害が起こった場合には、直ちに警察署に通報するとともに、遅滞なく以下に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- (1) 地震、火災その他の災害が生じた日時及び場所並びに原因
- (2) 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- (3) 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容
- 2 施設長は、施行規則第28条の3「事故等の報告」を要する事態が発生したとき及び放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、理事長を経て、直ちに、また状況及びそれらに対する処置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 3 施設長は、大学放射線施設を廃止したときは、理事長を経て、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 4 施設長は、前各項に規定する場合の他、原子力規制委員会から以下に掲げる事項について期間を定めて報告を求められたときは、当該事項を当該期間内に報告しなければならない。

- (1) 放射線管理の状況
- (2) 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況
- (3) 大学放射線施設の管理区域の外において行われる放射性同位元素等の廃棄又は運搬の状況

## 第17章 情報提供

(情報提供)

- 第85条** 事故等又は災害等が生じた場合は、第7条第2号に定める情報提供マニュアルに従い、施設長及び放射線取扱主任者は「情報発信レベル判定会議」を召集し、公衆及び報道機関への情報提供について協議する。
- 2 施設長は情報提供マニュアルに従い、情報提供内容について研究科長、学長及び理事長に報告することとする。
  - 3 第1項の協議の結果、公衆及び報道機関へ情報提供する場合は、研究科長、学長及び理事長の承認の上、総務部総務課を通して聖マリアンナ医科大学ホームページに掲載することにより行う。
  - 4 情報提供マニュアルに従い、電話による最初の問合せ窓口は事務部管理課(電話交換室)とし、「問い合わせ先」は、総務部総務課とする。

## 第18章 補則

(疑義)

- 第86条** この規程の条項の解釈に疑義を生じたときは、これを利用者会議に付託するものとする。

(改正)

- 第87条** 法令の改正又は行政指導若しくはアイソトープ研究施設諸規程の改正等により、この規程を改正する必要があるときは、利用者会議にこれを付託するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行をもって従前の聖マリアンナ医科大学放射線障害予防規程(平成 15 年 6 月 1 日)は廃止する。

#### 附 則

この規程の改正は、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日から施行する。

図1 (第2条関係)

非密封放射性同位元素 使用施設 管理区域(太枠内)

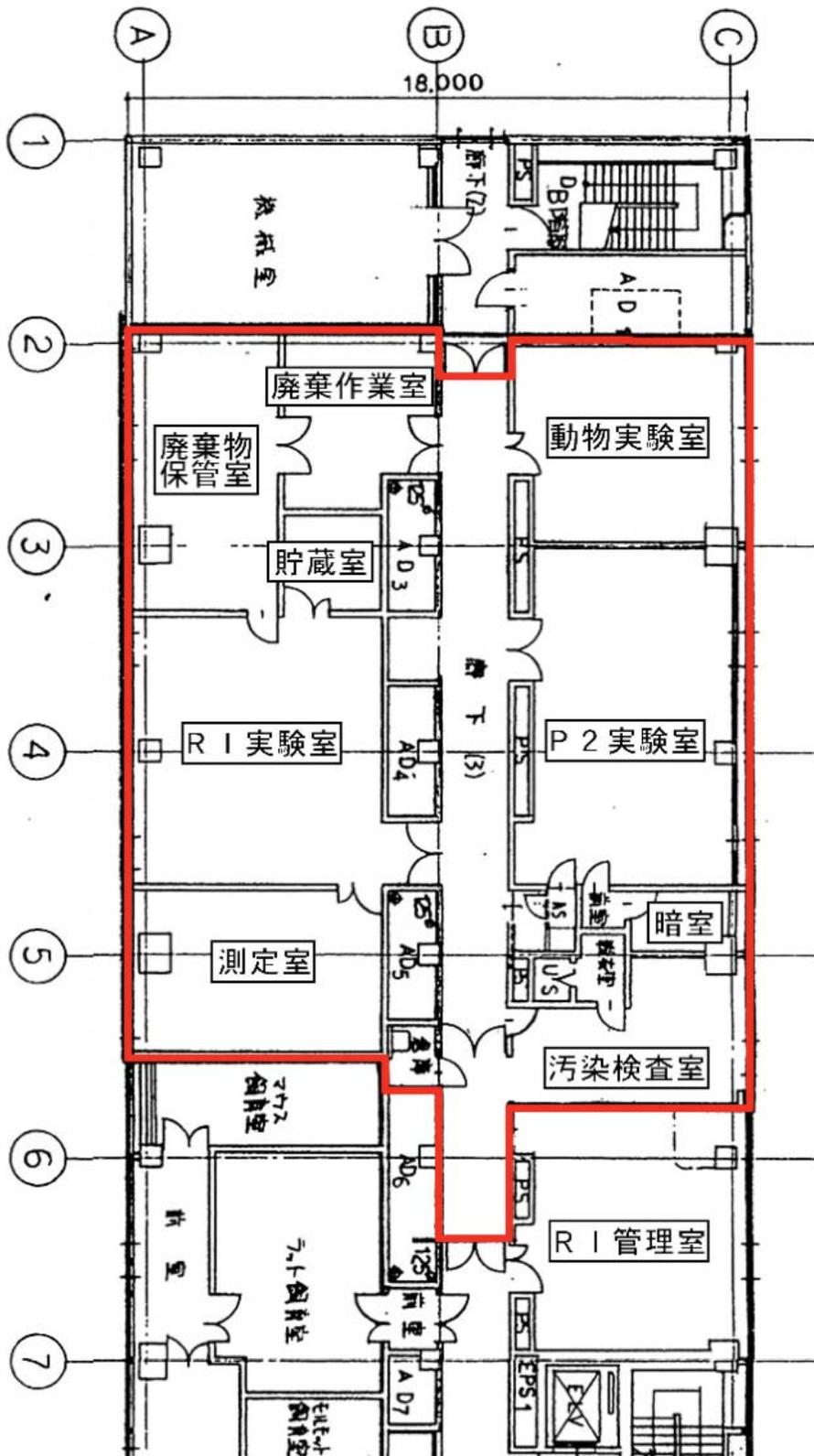


図2 (第9条関係)

大学放射線施設における放射線障害等の発生の防止のための管理組織

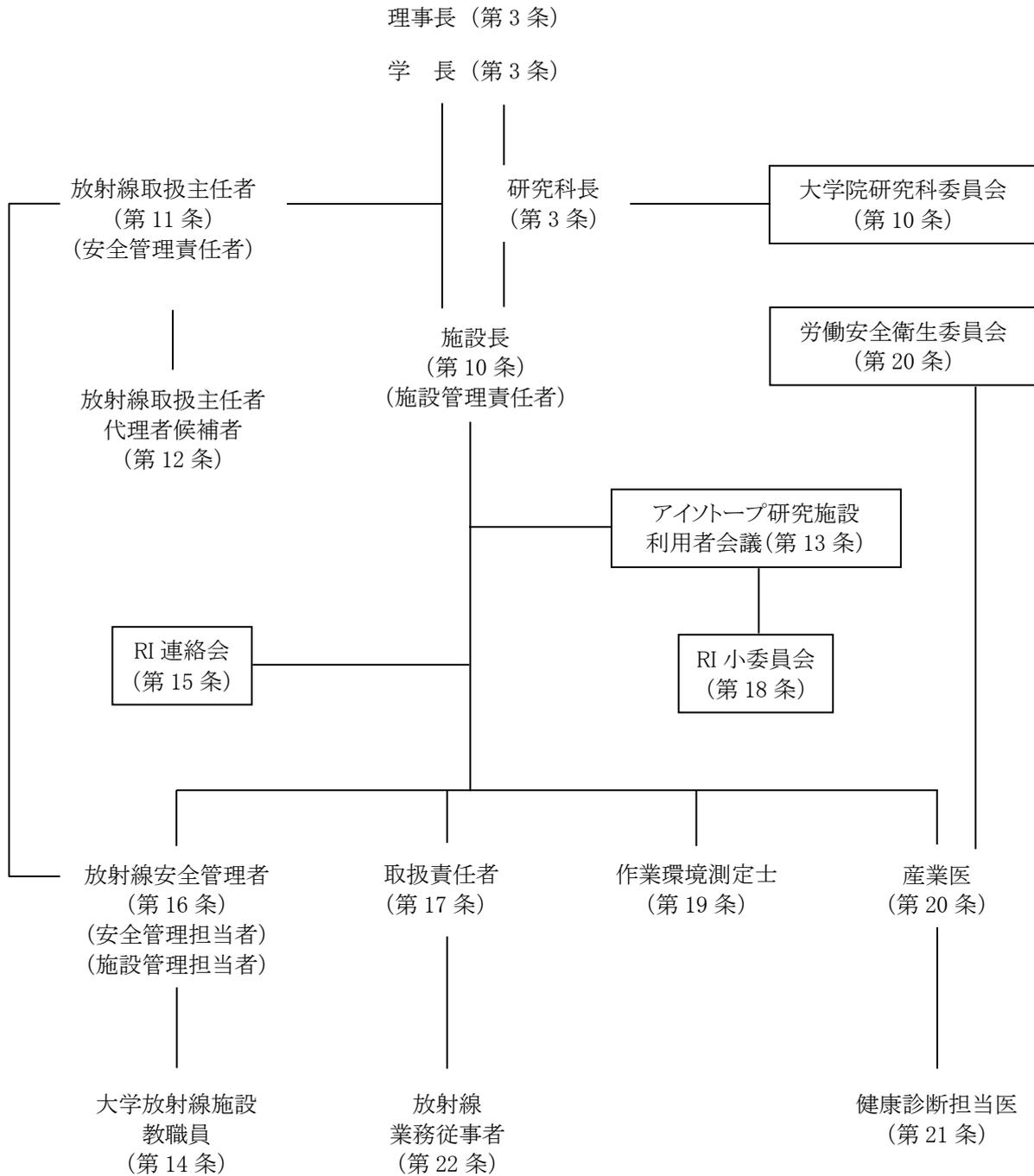


図3 (第80条・第82条関係)

連絡通報体制

